# I 総 則

#### 1 対象となるお客さま

- (1) この電気需給約款 [特別高圧] (以下「この需給約款」といいます。) は, 原則として当社が電磁的方法 (インターネットを利用する方法をいいます。) により提供するサービス (当社が指定するものに限ります。) の適用を受け, 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特別高圧で電気の供給を受けるお客さま (当社以外の者から電気の供給を受けているお客さまを除きます。) に対して当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) この需給約款は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

## 2 需給約款等の変更

- (1) 当社は、この需給約款または別に定める料金表[特別高圧](以下「料金表」といいます。)を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款 [特別高圧] または料金表 [特別高圧] によります。
- (2) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者(以下「当該一般送配電事業者」といいます。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)の変更または法令の制定もしくは改廃により、この需給約款または料金表を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この需給約款または料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款 [特別高圧]または料金表「特別高圧]によります。
- (3) 小売電気事業の登録の申請等に関する省令第3条第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さ

まにお知らせいたします。

## 3 定 義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 特 別 高 圧 標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。
- (2) 電 灯 白熱電球,けい光灯,ネオン管灯,水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。
- (3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧(標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。)の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

- (4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 付 帯 電 灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な 次の電灯(小型機器を含みます。)等をいいます。

- イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯
- ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保 安用外灯
- ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯
- ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯
- (6) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(7) 契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。

(8) 最大需要電力

託送約款等に定める,30分ごとの需要電力の最大値であって,記録型計量器により計量される値をいいます。

(9) 夏 季 年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(10) そ の 他 季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(11) ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表 1 (休日等) に定める日の該当する時間を除きます。

(12) 昼 間 時 間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間 および別表1 (休日等) に定める日の該当する時間を除きます。

(13) 夜 間 時 間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(14) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

なお、料金表に定める料金率および基準単価には消費税等相当額を含みます。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第16条第1項に定める賦課金をいいます。

(16) 貿 易 統 計関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(17) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

### 4 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四 捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

## 5 実施細目等

この需給約款の実施上必要な細目的事項およびこの需給約款により難い特別な事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。